

京公審答申第26号
平成9年11月4日

京 都 府 知 事
荒 巻 禎 一 様

京都府公文書公開審査会
会 長 芦 田 禮 一

公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について

平成8年10月17日付け8健第956号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第 1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が部分公開とした決定は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成 8 年 7 月 30 日、異議申立人は、京都府情報公開条例（昭和 63 年京都府条例第 17 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「予防接種法に基づく 予防接種健康被害発生報告書 予防接種副作用報告書 予防接種後副反応報告書について、昭和 51 年度から平成 3 年度分」を内容とする公文書の公開を請求した。
- 2 実施機関は、同年 8 月 13 日、上記請求に対応する公文書として、「予防接種法に基づく 予防接種健康被害発生報告書 予防接種副作用報告書の昭和 51 年度から平成 3 年度までの分（全 38 件）」（以下「本件公文書」という。）を特定の上、氏名（調査担当者氏名を除く。）、生年月日、住所（市町村名を除く。）、個人の電話番号、個人の印影、接種年月日・時間、接種会場（市区町村名を除く。）、接種会場の電話番号、医療機関名、医療機関所在地（市区町村名を除く。）・電話番号、医師及び補助者の年齢、健康被害の経過における年月日及び特殊な病状、接種歴欄の年月日及び地域、既往歴欄の年月日並びに特殊な病状及び治療法、接種歴欄、その他参考事項欄並びに既往歴欄に関する部分（以下「本件非公開部分」という。）を除いて公開すると部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- 3 本件非公開部分を公開しない理由は、個人の印影部分については、条例第 5 条第 1 号及び第 7 号に該当し、その他の非公開部分については、同条第 1 号に該当するためとした。
- 4 同年 10 月 11 日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分のうち、本件非公開部分に係る接種年月日及び健康被害の経過における年月日（以下「本件情報」という。）を公開しないことを不服として実施機関に対し異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分のうち本件情報に係る部分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が異議申立書、意見書（追加意見書も含む。）及び意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 条例第5条第1号に該当しないことについて

条例に基づき公開しないことができるのは、条例第5条各号の事由が存する場合に限られており、実施機関は、その事由の存在を具体的かつ明確に証明しなければならず、本件情報についても非公開事由が存在することを実施機関が具体的かつ明確に主張しなければならないが、本件情報を公開することによって、個人が特定され、かつ、他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる具体的な根拠が示されていない。

また、異議申立人は、本件公文書に係る公開請求を行う以前である平成8年1月23日、「予防接種法に基づく 予防接種健康被害発生報告書 予防接種副作用報告書 予防接種後副反応報告書、平成4年度から同7年度現在までの分」について、同趣旨の公文書公開請求を行っている。

これに対し、実施機関は、同年2月6日、上記請求に対応する公文書として、「予防摂取法に基づく 予防接種健康被害発生報告書 予防接種副作用報告書 予防接種後副反応報告書の平成4年度から同7年度（平成8年1月23日までに報告のあった分）までの分（全41件）」を特定の上、部分公開決定を行った（以下「前回処分」という。）。前回処分では、接種年月日、接種会場、健康被害の経過における年月日等は公開されている。前回処分と本件処分は、いずれも同趣旨の公開請求であるにもかかわらず、本件処分では本件情報を非公開とし、前回処分よりも非公開部分を増加させているが、本件処分では本件情報を非公開とした理由が明記されていない。

本件情報と同種の情報は、近隣自治体においても公開されており、各自治体の条例と公開事例からしても実施機関の本件処分は特異である。

実施機関の説明のうち、異議申立人が実施機関及び宇治市に対し、前回処分に係る公文書の中から宇治市の健康被害発生報告書に記載された接種年月日、集団接種に係る接種会場等の情報から、健康被害にあった者を特定した

旨の電話連絡を行ったり、前回処分の公文書を宇治市の市議会議員及び地元新聞社に提供したとしているが、これらは事実ではなく、実施機関は誤った事実関係の理解により本件処分を行ったものである。

したがって、本件処分のうち本件情報を公開することによって、個人が特定され、かつ、他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる具体的な根拠が示されていないため、条例第5条第1号に規定する非公開情報に該当しない。

なお、本件処分のうち本件情報は、予防接種健康被害発生防止のために絶対必要な情報である。府民が予防接種について判断する上で重要な情報である本件情報を非公開とした本件公文書は、なんら資料的価値はなく、本件処分は予防接種法改正の趣旨を無視し、情報を隠匿するものである。

本件情報が公開されなければ、個人の生命・健康が侵害されることになる。

第5 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び実施機関の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書について

予防接種における健康被害があった場合、予防接種の実施主体である市町村の長は、昭和51年の厚生省公衆衛生局長通知（「予防接種の実施について」昭和51年9月14日付け衛発第726号）により、報告書を当該市町村を所管する保健所長を経由して都道府県知事に提出し、都道府県知事は厚生省公衆衛生局長に提出することとされていたが、平成6年10月までは定型の様式が定められておらず、報告書の文書名や健康被害の内容等の記載事項は必ずしも統一されていなかった。本件公文書は、この通知に基づく昭和51年度から平成3年度までの各市町村長からの報告書38件である。

本件公文書には、次の事項が記載されている。

- (1) 被接種者の氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号並びに保護者氏名及び続柄
- (2) 健康被害が発生した予防接種の種類、接種量、接種年月日及び接種会場
- (3) 接種液の製造業者、住所、製造番号、製造年月日、検定年月日及び有効期限
- (4) 予防接種に従事した医師及び補助者の氏名・性別・年齢
- (5) 健康被害の発見の動機、主要症状、接種後の経過・措置・転帰、接種歴、既往歴、家族歴、被接種者を含む集団の状況、推定される原因、そ

の他参考事項

(6) 調査担当者の氏名及び個人印並びに報告年月日

2 条例第5条第1号に該当することについて

本件公文書に記載された情報は、予防接種の被接種者の健康被害の状況等被接種者に関する情報である。これらの情報のうち、個人の印影を除く本件非公開部分に記載の個別的内容は、個人が特定され得るものであり、特に健康被害に係る個人が特定され得る情報は個人の尊厳にかかわるものであるなど通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであり、条例第5条第1号に該当する。

なお、本件申立てに係る公開請求以前においても、異議申立人から平成4年から同7年度（平成8年1月23日までに報告のあった分）までに報告のあった同種の公文書について公開請求があり、部分公開決定を行ったが、本件情報と同種の情報は公開した。

その後平成8年6月に、前回処分の公文書から健康被害にあった者を特定した旨の連絡が異議申立人から実施機関及び宇治市の担当課にあった。さらに、前回処分の公文書を宇治市の市議会議員に提供し、同市議会で質問された結果、新聞紙上で宇治市内の予防接種による健康被害の状況が報道され、健康被害にあった児童の保護者から接種年月日や接種会場等が明らかになると個人が特定され、個人のプライバシーが侵害されるのではないかと宇治市に強い抗議があった。異議申立て以後も、前回処分の公文書から京都市内の健康被害にあった個人を特定した旨の連絡が異議申立人から実施機関にあった。

一般的に、接種年月日や集団接種の接種会場という情報から個人を特定することは困難であると考えられるが、結果的に個人が特定されたという事態が生じた。健康被害が発生する場合、予防接種後直ちに発生することが多いことから、健康被害の経過における年月日を公開することにより、接種年月日が明らかになる可能性があり、また、救急対応のような重篤な健康被害が発生した場合、近隣住民もその状況について記憶している可能性があるため、個人が特定されて個人のプライバシーが侵害されるおそれがある。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、府民に公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、積極的

に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、あわせて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

このような基本的理念を実現するためには、府が保有する情報は公開を原則とするべきであるが、その情報の中には、公開することにより個人のプライバシーや法人等の正当な利益を侵害したり、行政の公正かつ適切な執行を妨げ、ひいては府民全体の利益を損なうものもある。

このため、立法者は条例の制定に際し、制度の趣旨、公文書の公開・非公開に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、原則公開の条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第5条において適用除外事項として具体的に類型化し規定したものである。

そして、同条に定める事項に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的に捉え判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体的に判断されなければならない。

2 具体的な判断及びその理由

実施機関は、本件情報が条例第5条第1号に該当すると説明するので、これについて検討、判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、予防接種における健康被害があった場合、予防接種の実施主体である市町村の長が、昭和51年の厚生省公衆衛生局長通知（「予防接種の実施について」昭和51年9月14日付け衛発第726号）に基づき、報告書を当該市町村を所管する保健所長を経由して都道府県知事に提出し、都道府県知事は厚生省公衆衛生局長に提出することとされている報告書である。これには、被接種者の氏名や健康被害の内容等に係る情報が記録されている。

(2) 条例第5条第1号に該当することについて

条例第5条第1号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを保護するため、個人が特定され得る情報のうち、通常他人に知られたくないと思ふことが正当であると認められるものについて、それが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

「個人が特定され得る」とは、個人が明らかに特定される場合はもとより、特定される可能性がある場合をいう。氏名等のように個人が直接特定できるような情報はもとより、ほかの情報と組み合わせることにより個人

が特定され得る情報も条例第5条第1号に該当する情報である。

また、「通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる」とは、通常他人に知られたくないと望むことが社会通念上正当と認められることをいう。

ア 個人に関する情報であることについて

本件情報は、病歴などの個人の健康状態に関する情報であり、予防接種健康被害にあった個人に関する情報である。

イ 個人が特定され得るものであることについて

本件情報は、本件公文書のうち、市区町村名、年齢、性別、報告年月日、検定年月日、有効期限等の既に公開されている情報と各地域で配布され、既に公になっている市町村の広報紙等における予防接種実施日、接種会場等のような情報とを組み合わせることにより、本件公文書に記載されている接種会場等の本件非公開部分が明らかとなり、これらの情報を組み合わせることによって予防接種健康被害にあった個人が特定され得ると認められる。

なお、条例第5条第1号に該当するかどうかの判断に当たっては、実際に個人が特定された事実が存在しないとしても、上記の判断には影響を及ぼすものではない。

ウ 通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められることについて

予防接種健康被害にあった個人に関する情報は、個人の尊厳に深くかわる情報であることから、重篤な予防接種健康被害の場合にかかわらず、他人に知られたくないと考えるのが通例である。

異議申立人は、本件情報が、予防接種健康被害の発生を防止するために必要な情報で、かつ、資料的価値があるので公開すべきと主張する。

確かに、予防接種健康被害の発生を防止するため、予防接種健康被害に係る詳細な情報が必要であるという主張は理解できるが、予防接種健康被害に係る個人情報、被害者自らの判断によって、その情報を公開する場合を除くと、被害者本人の利益の保護のために最も慎重に取り扱うべき情報であって、行政機関による情報の公開においても、なお、予防接種健康被害をめぐる社会的合意の推移を考慮し、個人の尊厳を侵害することのないよう慎重に対応していく必要があると考える。

本件処分により、個人が特定され得ない範囲で被害状況の担当部分を

公開しており、更に本件情報を公開すると、予防接種健康被害の詳細が分かることとなるが、これらの予防接種健康被害の詳細な情報は、予防接種健康被害を受けた者にとって、他人に知られたくないと望むであろうことは容易に認められ、あえて予防接種健康被害にあった個人が特定され得る情報を明らかにしなければならない特段の事情があるとも認められない。

以上のことから、本件公文書の本件情報は、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

3 結 論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

なお、予防接種に係る健康被害の情報は、被害防止のため重要な情報であると考えられることから、実施機関をはじめ関係機関において、これらの情報を個人が特定され得ることなく、被害の発生状況が容易に把握できるような形態にするなどして、積極的に情報を提供されることが望まれるものである。